

平成21年度 第2回
坂東市地域公共交通会議資料

平成22年1月26日

坂 東 市

目 次

1	坂東市地域公共交通会議の概要	1
(1)	本会議の背景と目的	1
(2)	本会議での協議事項	1
2	坂東市の公共交通	5
(1)	市内公共交通の状況	5
(2)	バス路線の維持及び利用促進のための取り組みについて	6
3	議事	11~21
審議第1号	坂東市コミュニティバス運行計画の見直し(案)パブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方(案)について	11
審議第2号	坂東市コミュニティバス運行計画の見直し案について	16
参考資料1		
・コミュニティバス運行開始からの利用状況		
参考資料2		
・坂東市コミュニティバス坂東号運行計画の見直し(案)パブリックコメント 手続 閲覧用資料		

1 坂東市地域公共交通会議の概要

(1) 本会議の背景と目的

市では、平成17年3月の旧岩井市と旧猿島町との合併に際し、地域の公共交通の充実を図ることを目的に、コミュニティバスを導入することとしました。導入に際しては、市の公共交通整備に関する基本的な考え方を整理し、調査事業を実施するとともに、多方面の代表からなる「坂東市コミュニティバス検討委員会」を組織して検討を重ね、平成18年11月からコミュニティバスの運行を開始しました。

しかし、道路運送法等の一部を改正する法律の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議会組織を求められたことから、「坂東市コミュニティバス検討委員会」を発展的解散し、道路運送法の趣旨に基づき、市内における旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議いただくため、平成19年12月「坂東市地域公共交通会議」を設置しました。

(2) 本会議での協議事項

- ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- イ 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- ウ 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

《坂東市地域公共交通会議開催状況》

開催年月日	主な協議内容
平成19年12月 4日	平成19年度第1回坂東市地域公共交通会議（通算：第1回） ・コミュニティバス運行計画の見直しについて ・コミュニティバス利用促進策について
平成20年 9月 2日	平成20年度第1回地域公共交通会議（通算：第2回） ・地域公共交通維持について ・コミュニティバスの運行について
平成21年 2月20日	平成20年度第2回坂東市地域公共交通会議（通算：第3回） ・コミュニティバス定期乗車券の発行について
平成21年11月24日	平成21年度第1回坂東市地域公共交通会議（通算：第4回） ・巡回バス運行計画の見直しについて ・コミュニティバス運行計画の見直し案について

< 参考 1 >

坂東市地域公共交通会議条例

(設置)

第 1 条 道路運送法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号) の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、坂東市地域公共交通会議 (以下「交通会議」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 交通会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(会長及び委員)

第 3 条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、19 人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (4) 茨城県ハイヤー協会の代表
 - (5) 社団法人茨城県バス協会の代表
 - (6) 市民又は利用者の代表
 - (7) 茨城運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (9) 道路管理者、茨城県警察、学識経験を有する者
 - (1 0) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員の再任は、妨げない。

(会議)

第 4 条 交通会議の会議(以下この条において単に「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 交通会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

2 交通会議は、地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項に対応するため、企画部企画課を連絡及び通報の窓口とする。

(協議結果の取扱い)

第 6 条 関係者は、交通会議において協議が調った事項を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(坂東市コミュニティバス検討委員会条例の廃止)

2 坂東市コミュニティバス検討委員会条例(平成 17 年坂東市条例第 177 号)は、廃止する。

<参考2>

坂東市公共交通整備に関する基本方針

(平成18年3月「坂東市コミュニティバス調査事業報告書」第5章)

移動制約者を含めて市民誰もが自由に移動することができる公共交通整備を目指す。

自動車で自由に移動できない移動制約者にとって、公共交通は重要な移動の足であることから、市民誰もが日常生活において、自由に移動することができる公共交通の整備を目指す。

坂東市には鉄道駅が存在しないため、市内を移動する公共交通手段はバス交通となることから、バス交通のサービス拡充が重要となる。

公共交通手段間の適切な役割分担のもと、効率的・効果的なサービスを提供する。

バスの種類によって利用のされ方が異なる傾向にあり、それぞれのバスが現在果たしている役割も異なると考えられる。

したがって、効率的・効果的なバスサービスの拡充を図るためには、これらバス交通相互の役割分担を明確にすることが重要であるといえる。

段階的かつ継続的な公共交通サービスの拡充を目指す。

近年の全国的な「バス離れ」の傾向は坂東市においても同様であるが、急激なバス便数の増加は事業採算性の観点から困難であると考えられる。

バスサービスについては、利用需要に応じて、段階的に拡充を目指し、利用者の定着を確認しながら、継続して進めていくことが重要であるといえる。

市民の立場に立った利用しやすい公共交通の整備を図る。

市民のニーズを踏まえて、運行経路や運行頻度、また、利用運賃等を設定し、市民が利用しやすいバスの運行形態の構築を図る。

子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に利用できる安全で快適な利用環境を提供する。
例) 車両の工夫、情報提供の工夫等

行政と市民が一体となって公共交通整備を推進する。

利用の定着を促すためには、市民の協力が必要不可欠であることから、行政と市民が一体となった取り組みとして計画を進めていくことが望まれる。

地元の企業、商店及び市民が運営に参画することになれば、当事者としての意識が高まることになるため、積極的な利用につながることを期待される。

2 坂東市の公共交通

(1) 市内公共交通の状況

市内には、鉄道駅がなく、バス交通・タクシーが主要な公共交通手段となっています。

バス交通については、市内と隣接市を結ぶ路線バス及び東京等への高速バス、また、平成18年11月より、これら民間の路線バスを補完する坂東市コミュニティバス「坂東号」を運行しています。

タクシーについては、市内に5つの事業者があり、市内外への移動に利用されています。

【市内路線バス等】

種 類	路 線	1日あたりの 運行本数(平日)		事業主体
		上り	下り	
路線バス	守谷～岩井・猿島	上り	12	関東鉄道
		下り	12	
	水海道駅～岩井西高	上り	16	関東鉄道
		下り	16	
	岩井車庫～愛宕～野田市駅	上り	16	茨城急行
		下り	16	
巡回バス	岩井ルート	4		昭和観光自動車
	境ルート	4		
高速バス	常総ルート (東京駅～岩井・猿島)	上り	15	関東鉄道
		下り	16	関鉄パープルバス
	わかば一号 (免許センター)	上り	1	関鉄パープルバス
		下り	1	
コミュニティバス	生子菅・逆井山ルート	4		坂東市 (運行主体：関東鉄道)
	沓掛・内野山ルート	4		
	神大実・飯島ルート	4		
	七郷・中川ルート	4		
	長須・七重ルート	4		

平成22年3月の岩井西高廃校に伴い、岩井バスターミナル～岩井西高間を廃止予定。

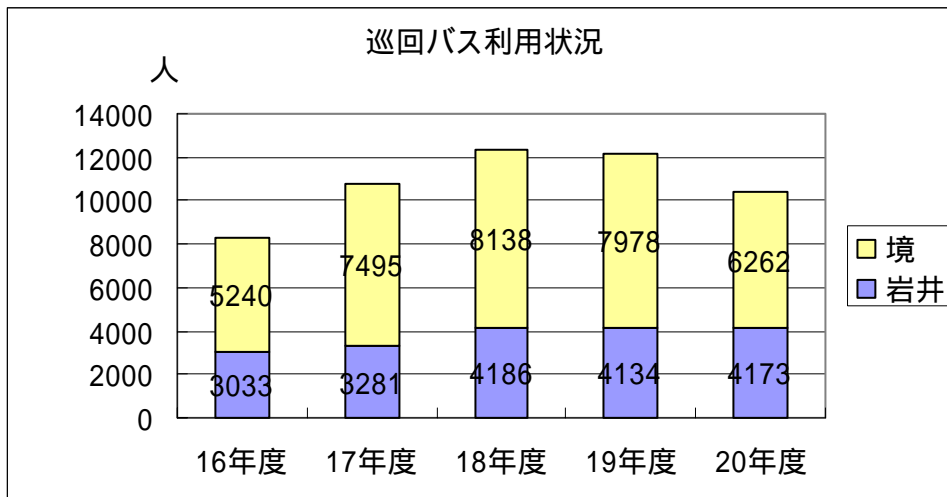
(2) バス路線の維持及び利用促進のための取り組みについて

ア 巡回バス(猿島～境、猿島～岩井(昭和観光自動車))

(ア) 経緯

平成12年	・旧猿島町・旧三和町・境町を結ぶ巡回バスとして運行開始 運賃 一律300円
平成15年	・旧猿島町と協定書締結 ・路線維持を目的とした補助金(町単独)交付開始
平成16年	・運行計画の変更 変更点 猿島～境、猿島～岩井の2ルート 各1日4便 運賃 一律200円
平成17年	・路線維持及び利用促進(運賃値下げ)を目的とした補助金交付開始 ・合併に伴い坂東市との間に改めて協定書締結、運行計画の変更 変更点 境ルート 5便に増便
平成20年	・運行計画の変更 変更点 境ルート 4便に減便
平成22年	・運行計画の変更予定(4月～) 変更点 岩井ルート さしま健康交流センターへの乗り入れ等

(イ) 利用状況



(ウ) 補助金の交付について

当該路線は通院、通学、買い物等を目的に利用されており、また、境線については境町と坂東市を結ぶ唯一の路線であるため、路線を維持するとともに、利用促進策の一環として、利用者が利用しやすい料金設定とすることを目的に、補助金の交付を行っている。

イ 水海道駅～岩井西高及び守谷駅～岩井・猿島路線（関東鉄道（株））

- ・当該路線は不採算路線である。
- ・平成20年度からバス運行対策費補助金を活用している。

バス運行対策費補助金

概要：・補助要件に当てはまる路線の補助対象経常費用（＝赤字分）に対し、国・県等から補助金を交付。

- ・事業者は3カ年の経営改善計画を策定し、経営の改善に努める。

主な要件：

- ・路線バス事業者であること
- ・複数市町村にまたがるもの
- ・キロ程が10km以上のもの
- ・1日当たりの輸送量が15～150人のもの
- ・平均乗車密度が15人以下のもの
- ・1日あたりの運行回数が3回以上
- ・広域行政圏の中心市町村への需要に対応する路線 等

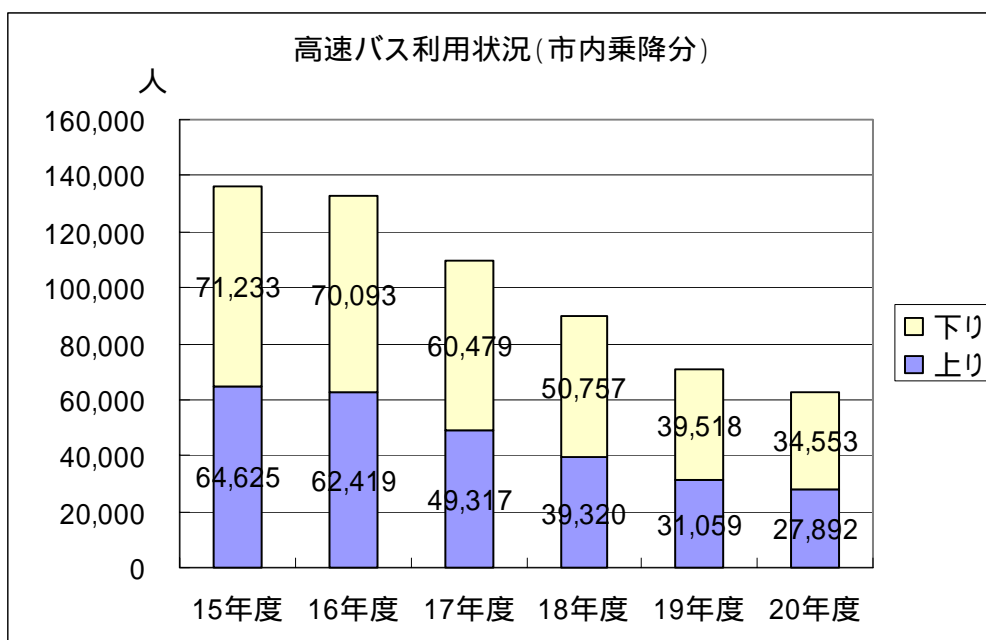
補助率：補助対象経常費用 国：1/2、県：1/2

平均乗車密度が5人未満の場合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4

補助金を受ける前年10月～当年9月の実績による

ウ 高速バス（東京駅行き（関東鉄道・関鉄パープルバス））

- ・年間13万人前後の利用で推移していたが、平成17年度より減少傾向にある。
- ・平成20年6月より、つくばエクスプレスへの乗継ぎ実証実験を実施し、平成21年4月より本格運行を開始している。



エ 坂東市コミュニティバス「坂東号」

- ・平成18年11月1日から運行を開始。運行車両3台で市内5ルートを設定し、1日4便が各ルートを左右交互に巡回している。有料運行で、1回乗車100円、年末年始を除く毎日運行している。
- ・運行については、道路運送法第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業として、同法第4条の許可を得て、関東鉄道株式会社に委託している。
- ・平成19年度、運行計画の見直しを行い、平成20年4月1日から現行計画により運行している。
- ・坂東号の利用状況は、運行計画の見直しにより、平成20年4月1日から利用者は増加しているが、利用者が少ないルートや時間帯があるなど、十分に活用されていない状況が見受けられる。
- ・現在、利用者の利便性の向上及び運行経費の削減を図るため、運行計画の見直しを行っている。

コミュニティバス『坂東号』の位置づけ

コミュニティバスの導入方針

既存のバス交通サービスを補完する交通手段として、公共が主体となりコミュニティバスを運行する。

新規コミュニティバスの車両購入や運行計画等、運行に関する環境整備は公共が行い、実際の運営にあたっては、積極的に民間の持つノウハウを活用する。

導入にあたっては、ハード整備のみでなく、バス事業者、地元企業・商店、市民が一体となった各種のソフト施策を実施することによって利用促進を図る。

コミュニティバスの導入方針運行サービスの考え方

コミュニティバス運行のターゲット

- ・自由に利用できる交通手段を持たない方（主に高齢者、障害者、児童・生徒など）
- ・自家用車による送迎を受けている方（主に高齢者、障害児、児童・生徒など）
- ・市内におけるバス交通不便地域の居住者

コミュニティバスが担う役割

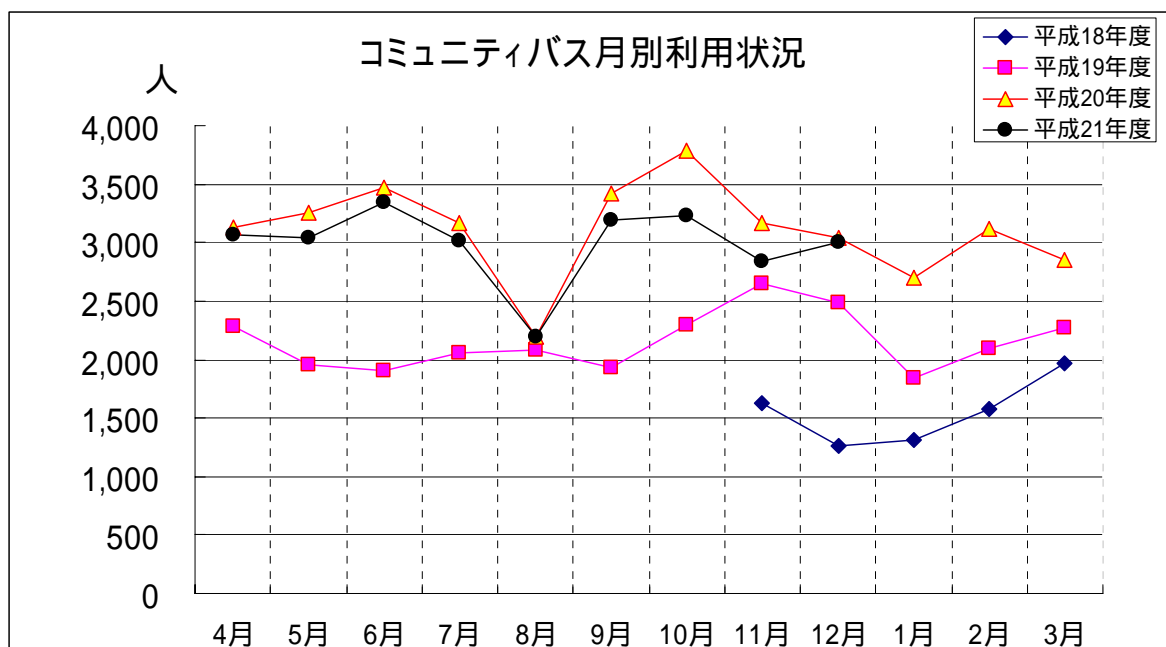
- ・市内の公共施設、病院、商業施設等への“移動の足”
- ・市内におけるバス交通不便地域の解消、サービス格差の是正
- ・市民の交流、コミュニティ形成の支援

【コミュニティバス利用者数】

年 度	運行日数	利用者数（人）	一便あたり 平均利用者数（人）
平成18年度	145	7,732	2.67
平成19年度	360	25,853	3.59
平成20年度	359	37,301	5.20
平成21年度	272	26,921	4.95
合 計	1,136	97,807	4.31

平成18年度は、平成18年11月～平成19年3月の5箇月

平成21年度は、平成21年4月～12月の9箇月



参考3 福祉タクシー事業について

坂東市では市内外のタクシー事業者にご協力いただき、高齢の方や障害のある方が医療機関等への通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成しています。

対象者：

- ・ 高齢者（申請窓口：介護福祉課）
 - 1 65歳以上のひとり暮らし高齢者
 - 2 75歳以上の交通手段を持たない高齢者のみの世帯
民生委員の証明が必要。
- ・ 障害者（申請窓口：社会福祉課）
 - 1 身体障害者手帳の1級、2級、または3級の方
 - 2 療育手帳マルAおよびAの方
 - 3 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
ただし自動車税の減免を受けている方を除く。

助成内容：タクシーの初乗り料金分を助成する利用券を年間24枚（月2枚）を限度に交付。

利用券の交付希望者は、福祉タクシー利用券交付申請書により申請を行う。

【平成20年度実績】

	申請数	使用枚数	助成額	総助成額（円）	備考
高齢者	203	2,773	710円/枚	1,968,830	
障害者	68	866	710円/枚 (640円/枚)	557,110	身体障害者手帳提示で初乗り640円
	271	3,639		2,525,940	

2 議 事

審議第1号

坂東市コミュニティバス運行計画の見直し(案)パブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方(案)について

平成22年4月1日からの坂東市コミュニティバス運行計画の見直し(案)に対し、市民等の意見を広く聴取するため、パブリックコメント(市民意見公募)手続を実施した。寄せられた意見に対する市の考え方を整理する。

意見募集期間	平成21年12月1日(火)～12月31日(木)
周知方法	・広報坂東お知らせ版(11月19日発行) ・市公式ホームページ ・コミュニティバス車内
閲覧場所	・岩井庁舎 総務課内情報公開コーナー ・猿島庁舎 窓口センター ・市公式ホームページ
寄せられた意見の数	14件(5人)

【意見の整理の方法】

- 採用・・・提出された意見を反映するもの、または既に反映済みのもの
- 一部採用・・・提出された意見の一部を反映するもの、または既に一部反映済みのもの
- 参考・・・今後の運行計画の見直しの際、参考にするもの
- 不採用・・・今回の運行計画の見直しには反映しないもの

	意見の概要	市の考え方（案）	
		採用等	内容・理由等
1	<p>運転手の運転方法・態度・服装などを見ると、運営にあたって、民間事業者の持つノウハウが生かされているとは思えない。また、地元企業・商店、市民が一体となった各種のソフト施策による利用促進を図れていない。</p> <p>民間事業者への委託ではなく、市に交通政策専門の部署を設置し、直接運行を行うべき。</p>	参考	<p>路線バス事業は、運転業務以外に、バスの運行管理、バス車両の修理・点検、事故や故障時など緊急時の対応、バス停標識の管理などの業務があり、専門の技術・知識を要する多数の人員が必要でございます。市が直接、国の認可を得て路線バス事業を行うには、運転手に加え、運行管理者・車両管理者の雇用、車庫、予備車両の確保など、現在の委託料以外に、新たに大きな財政的負担が必要でございますので、民間事業者に運行業務を委託しております。</p> <p>運転手の運転方法等につきましては、指導を徹底し、市民の皆様へ愛されるバス交通を目指します。</p> <p>利用促進策につきましては、市が中心となり、市民の皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいります。</p> <p>交通施策の推進につきましては、現体制で取り組んでまいります。</p>
2	<p>自家用車利用の削減による交通環境対策や観光の振興に配慮した利用促進を図るべきではないか。</p>	参考	<p>自家用車利用の削減につきましては、坂東号のみならず、市内全ての公共交通機関の充実が不可欠でございますが、多額の費用負担も伴います。路線バス事業者やタクシー事業者など民間の交通事業者と検討を進めていくとともに、ノーマイカーデーなど啓発活動に努めてまいります。</p> <p>観光の振興につきましては、市内の大半の史跡等を利用いただけるようなルートを設定しておりますが、周知を徹底するなど更なる利用促進に努めてまいります。</p>

	意見の概要	市の考え方（案）	
		採用等	内容・理由等
3	<p>すべてのルートにおいて岩井地区の中心部を通るのは時間の無駄のように思う。猿島地区だけを運行する猿島地区循環ルート、岩井地区では、中心市街地循環するルート及びそれと連携する西・東・南の3ルート、岩井地区をと猿島地区を結ぶ中継ルートを設定してはどうか。</p>	参考	<p>ご意見いただきました、ルートの設定により、各ルートの所要時間を短縮し、運行本数を増加すれば利便性の向上し利用者の増加にも繋がるものと思われませんが、現在の車両数では対応することは困難でございます。増車をするには、大型車両・小型車両に関わらず、また、購入・リースいずれの場合でも導入費用及び運転手の確保が必要であり、新たな経費が発生いたします。</p> <p>今回の運行計画の見直しは、現状の3台の車両を活用しつつ、利便性の向上及び経費の削減を図ることを目的としておりますので、ご意見いただきました内容につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
4	<p>飲酒運転は大きな社会問題であり、市内には運転代行業者が数多くあるが、その利用料は利用者にとって大きな負担となっており、今後益々飲酒の機会は減少していくと思われる。飲酒はコミュニケーションの場として重要なものであり、市内飲食店の活性化にも繋がる。</p> <p>飲酒運転の撲滅対策、及び飲食業の活性化を図るため、夜間割増し料金（1乗車500円）での運行を行ってはどうか。</p>	不採用	<p>コミュニティバスは、自由に利用できる交通手段を持たない方の日常の足として運行しております。また、民間の交通事業者との役割分担を明確にし、民間の事業に大きな影響を及ぼさないよう配慮しております。</p> <p>ご意見のとおり飲酒運転の撲滅は坂東市のみならず社会全体の課題ではございますが、夜間に安価な設定のバスの運行することは、民間事業者の営業活動を圧迫し、市内の民間交通事業者の存続にも大きく影響を及ぼすものと思われまます。</p> <p>地域の公共交通は地域全体で支えていくことが必要不可欠でございますので、ご理解・ご協力いただきたいと存じます。</p>

	意見の概要	市の考え方（案）	
		採用等	内容・理由等
5	毎日の運行を希望しますが、財政事情もあるかと存じますので、検討いただきたい。	不採用	今回の運行計画の見直しは、現状の3台の車両を活用しつつ、利便性の向上及び経費の削減を図ることを目的としております。 利便性を向上させるために一日の運行本数を増加する代わりに、隔日の運行とするとともに、利用者の少ない日曜日等の運行を行わないこととし、経費の削減を図ります。
6	週に二日でもいいから運行していただきたい	採用	各ルートとも週三日の運行を行います。
7	利用者が少ないバス停があり、時間の無駄なので、その分時間を短縮していただきたい。	参考	今回の見直しでは、運行日、運行回数、運行時間帯も変更いたします。これにより、今までご利用いただけなかった方が利用できるようになることも予測されますので、バス停の廃止は行いません。 ルートの見直しにつきましては、利用状況を見ながら、検討してまいります。
8	運賃を100円ではなく、200円にしてもいいと思う。	参考	今回の運行計画の見直しは、現状の3台の車両を活用しつつ、利便性の向上及び経費の削減を図ることを目的としております。 運賃につきましては、今後検討してまいります。
9	家族による送迎が困難で、通院に利用しているので、バスの運行を続けてください。	参考	今回の運行計画の見直しは、現状の3台の車両を活用しつつ、利便性の向上及び経費の削減を図ることを目的としており、コミュニティバスの存続につきましては、今後の利用状況等により判断させていただきます。
10	週に二・三日でも良いと思います。	採用	各ルートとも週三日の運行を行います。

	意見の概要	市の考え方（案）	
		採用等	内容・理由等
11	時間を短くして欲しい	参考	<p>運行時間を短縮するためには、ルートの見直しが必要でございますが、コミュニティバスは交通空白地域を解消することも目的としており、市内を5ルートに分けて各地域を巡回しております。利用の少ないバス停もございますが、今回の見直しでは、運行日、運行回数、運行時間帯も変更いたします。これにより、今までご利用いただけなかった方が利用できるようになることも予測されますので、バス停の廃止等による時間の短縮は行いません。</p> <p>ルートの見直しにつきましては、利用状況を見ながら、検討してまいります。</p>
12	料金を100円でなく200円でもいい	参考	<p>今回の運行計画の見直しは、現状の3台の車両を活用しつつ、利便性の向上及び経費の削減を図ることを目的としております。</p> <p>運賃につきましては、今後検討してまいります。</p>
13	時間を守って欲しい	参考	<p>大変ご迷惑をおかけしております。ご意見のとおり交通状況や気象状況等により予定運行時刻どおりの運行ができないことがございます。</p> <p>時刻表通りの運行を心がけておりますが、上記の状況につきましても、ご理解いただきたいと存じます。</p>
14	家族による送迎が困難なので、是非継続して走らせていただきたい。	参考	<p>今回の運行計画の見直しは、現状の3台の車両を活用しつつ、利便性の向上及び経費の削減を図ることを目的としており、コミュニティバスの存続につきましては、今後の利用状況等により判断させていただきます。</p>

審議第 2 号

坂東市コミュニティバス運行計画の見直し（案）について

コミュニティバス運行計画の見直しを行う。

1 目的：

利用者の利便性の向上及び運行経費の削減を図るため、運行計画の見直しを行う。

2 変更点：

(1) 運行ダイヤの見直し

ア 各ルートとも隔日の運行とし、日曜日及び年末年始は運休とする(年間308日)。

イ 1日の運行便数を、1ルートあたり現行の4便から2便増やし6便とする。

【コミュニティバスルート別運行日】

ルート名	月	火	水	木	金	土	
生子菅・逆井山							
沓掛・内野山							
神大実・飯島							
七郷・中川							
長須・七重							
運行日数(年間)	51日	52日	51日	52日	51日	51日	308日

(2) 通学時(七郷小学校、七重小学校)の利用には、引き続き対応する。

ア 七郷小学校

(ア) 月・水・金曜日は七郷・中川ルートで対応する。

(イ) 火・木曜日は「芽吹橋」「七郷小学校」間を朝夕1便ずつ運行する。

イ 七重小学校

(ア) 月・水・金曜日は生子菅・逆井山ルートで対応する。

(イ) 火・木曜日は「半谷北」「七重郵便局」間を朝夕1便ずつ運行する。

(ウ) 運行時間を変更する。

(3) 運行ルートの変更

ア さしま健康交流センターの開設に伴い、新たに停留所を設置するとともに、運行ルートを変更する。

(ア) 生子菅・逆井山ルート

(イ) 長須・七重ルート(停留所のみ設置)

イ その他、運行ルートの一部見直しを行う。

(ア) 生子菅・逆井山ルート(菅谷西行政区)

(イ) 神大実・飯島ルート(便無行政区)

コミュニティバスダイヤ 新旧比較(イメージ)

【月・水・金】

ルート名		運行距離(km)	所要時間(分)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
生子菅・逆井山	新	47.5(44.3)	100(95)	1号車															
	旧	46(42.8)	95(90)																
七郷・中川	新	32.3	75(85)	2号車															
	旧																		
神大実・飯島	新	36.5	88	3号車															
	旧																		

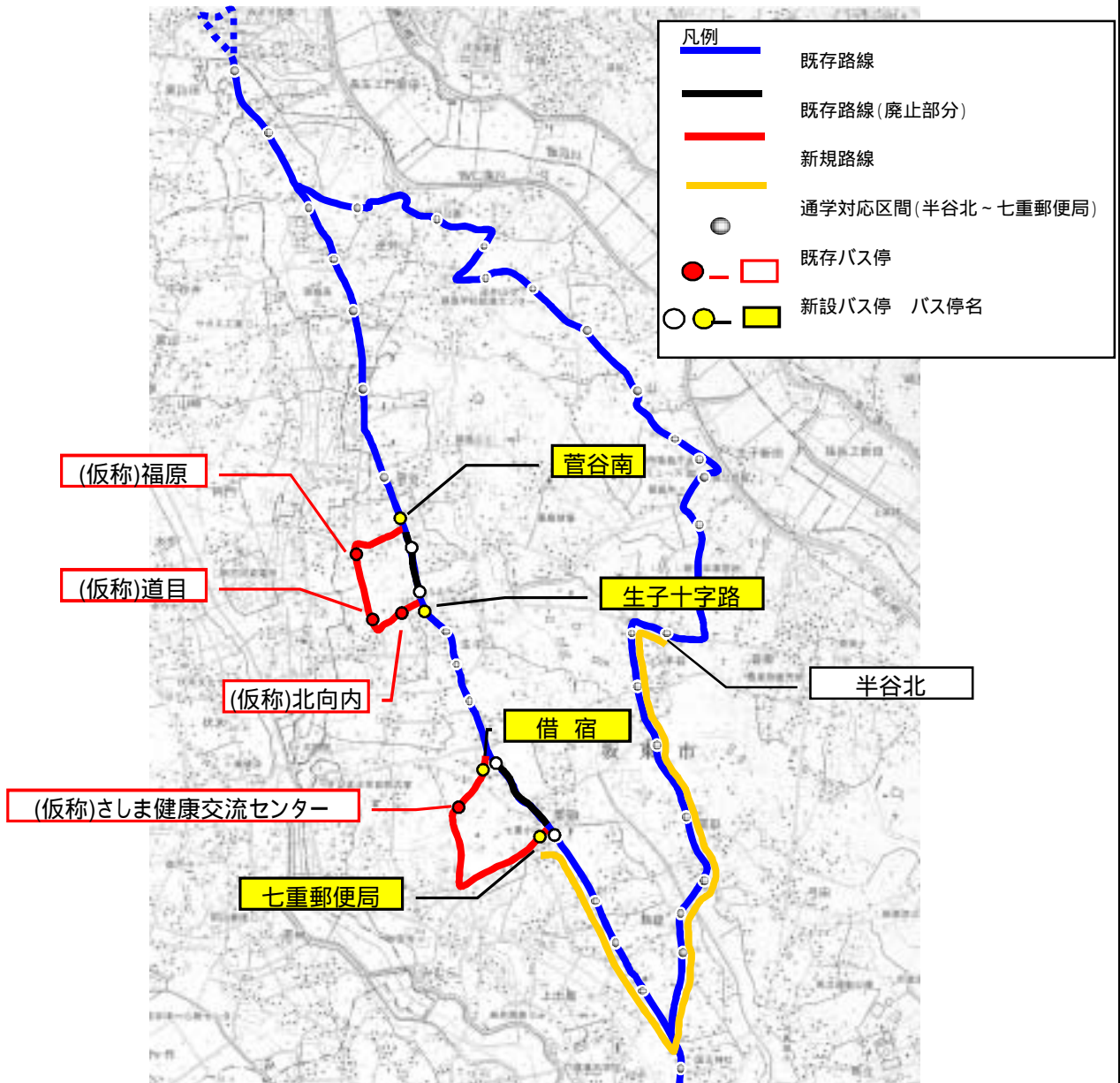
【火・木】

ルート名		運行距離(km)	所要時間(分)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
長須・七重	新	41.9	95	1号車															
	旧	41.9	95																
半谷北～七重郵便局	新	7.8	20	1号車															
沓掛・内野山	新	39.7	85	2号車															
	旧																		
半谷北～七重郵便局	新	7.8	20	2号車															
芽吹橋～七郷小学校	新	5.5	12	3号車															

【土・休校日】

ルート名		運行距離(km)	所要時間(分)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
長須・七重	新	41.9	95	1号車															
	旧	41.9	95																
沓掛・内野山	新	39.7	85	2号車															
	旧																		

生子菅・逆井山ルート(案)



さしま健康交流センターへの乗り入れ

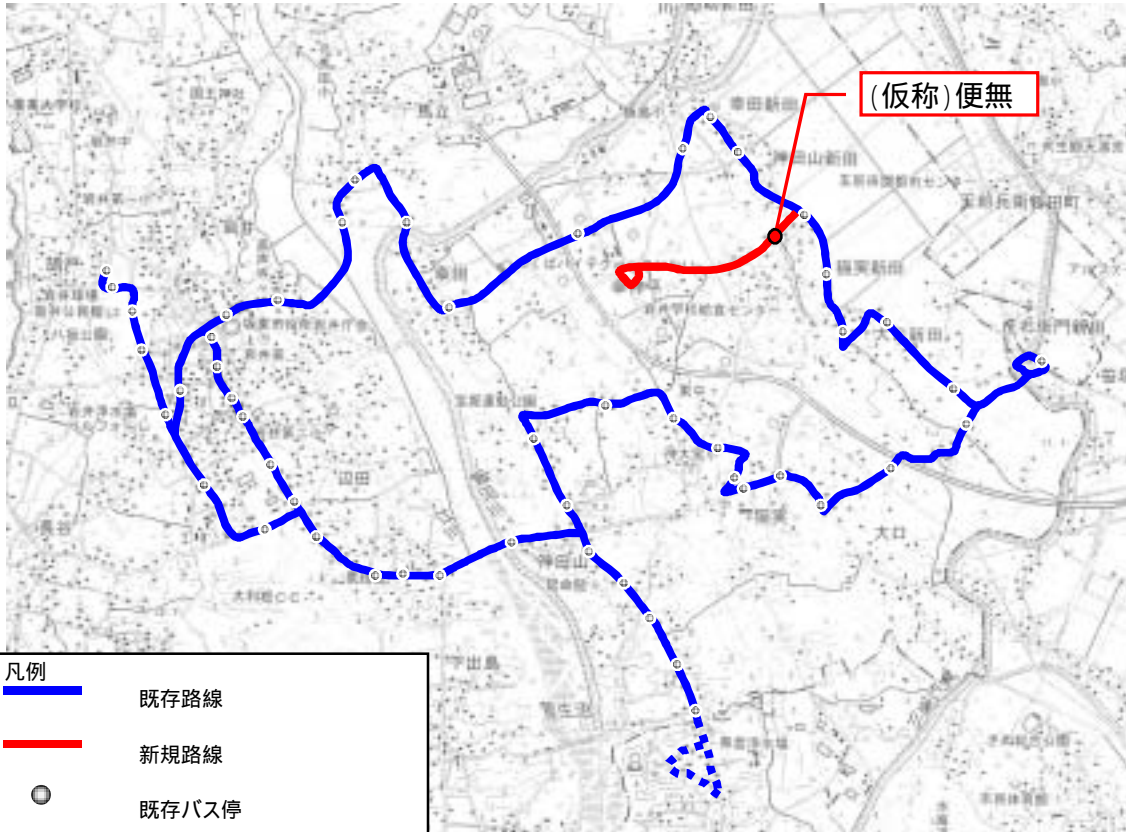
- ・平成22年春の開館にあわせ、運行ルートの変更を行い、施設内にバス停を新設する。
- ・運行ルートの変更に伴い、通学に利用している児童の乗降の際の安全を確保するため「七重郵便局」バス停を県道中里坂東線沿線から、市道岩2-7号線沿線に移動する。
- ・県道中里坂東線沿線に設置している「借宿」バス停を広域農道沿線に移動する。

菅谷西行政区内への乗り入れ

- ・生子十字路から市道菅谷288号線、菅谷270号線及び菅谷212号線を経由し、県道中里坂東線に戻るルートに変更する。
- ・市道上に「(仮称)福原」「(仮称)道目」「(仮称)北向内」バス停を新設する。
- ・「生子十字路」バス停を移動する。
- ・「菅南公民館」バス停を移動し、名称を「菅谷南」に変更する。

「半谷北」「七重郵便局」間の運行(七重小学校通学対応)

神大実・飯島ルート(案)

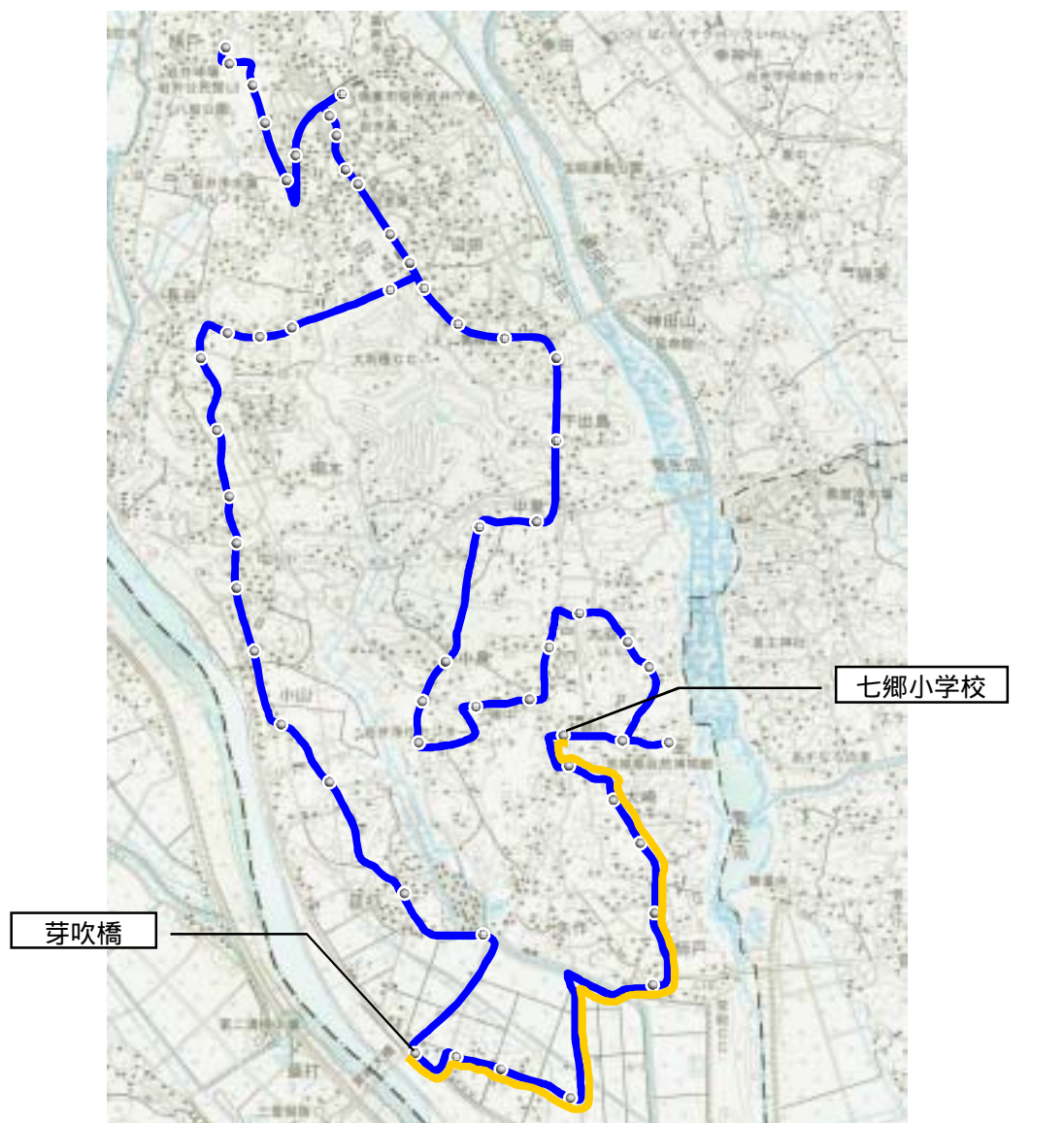


凡例	
—	既存路線
—	新規路線
●	既存バス停
● □	新設バス停 バス停名

便無行政区内への乗り入れ

- ・市道岩2 - 13号線の道路改良に伴い、コミュニティバスの運行が可能となったため、便無行政区への乗り入れを行う。
- ・県道猿島常総線から市道岩2 - 13号線、市道神大実308号線、神大実313号線、神大実314号線を経由し、再度、岩2 - 13号線を通り、県道猿島常総線に戻るルートに変更する。
- ・市道上に「(仮称)便無」バス停を新設する。

七郷・中川ルート(案)



「芽吹橋」「七郷小学校」間の運行（七郷小学校通学対応）
 ・火・木曜日のみ、「芽吹橋」バス停「七郷小学校」バス停間を朝夕一便ずつ運行する。
 月・水・金曜日は七郷・中川ルートで対応する。

参 考 資 料 1

コミュニティバス運行開始からの利用状況

運行開始時からの利用状況
平成18年度

単位:人

月 (日数)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月 30	12月 28	1月 28	2月 28	3月 31	合計 145	月平均 (合計/月数)	便/日 (合計/4便/日数)
生子菅・逆井山								241	201	204	247	396	1,289	257.8	2.22
沓掛・内野山								349	321	263	361	419	1,713	342.6	2.95
神大実・飯島								240	173	184	232	260	1,089	217.8	1.88
七郷・中川								469	342	462	453	509	2,235	447.0	3.85
長須・七重								331	222	194	280	379	1,406	281.2	2.42
計								1,630	1,259	1,307	1,573	1,963	7,732	1,546.4	13.33
ルート平均(計/5)								326.0	251.8	261.4	314.6	392.6	1,546.4	309.3	2.67
日平均(計/日数)								54.3	45.0	46.7	56.2	63.3	53.3	-	-

平成19年度

月 (日数)	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	10月 31	11月 30	12月 28	1月 28	2月 29	3月 31	合計 360	月平均 (合計/月数)	便/日 (合計/4便/日数)
生子菅・逆井山	423	365	320	396	439	377	417	498	440	351	369	408	4,803	400.3	3.34
沓掛・内野山	528	459	481	455	458	460	584	549	586	447	491	565	6,063	505.3	4.21
神大実・飯島	260	272	216	241	256	254	256	244	245	174	245	233	2,896	241.3	2.01
七郷・中川	598	467	483	459	467	421	594	777	768	487	539	617	6,677	556.4	4.64
長須・七重	470	399	406	501	465	413	449	587	446	377	454	447	5,414	451.2	3.76
計	2,279	1,962	1,906	2,052	2,085	1,925	2,300	2,655	2,485	1,836	2,098	2,270	25,853	2,154.4	17.95
ルート平均(計/5)	455.8	392.4	381.2	410.4	417.0	385.0	460.0	531.0	497.0	367.2	419.6	454.0	5,170.6	430.9	3.59
日平均(計/日数)	76.0	63.3	63.5	66.2	67.3	64.2	74.2	88.5	88.8	65.6	72.3	73.2	71.8	-	-

平成20年度

月 (日数)	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	10月 31	11月 30	12月 28	1月 28	2月 28	3月 31	合計 359	月平均 (合計/月数)	便/日 (合計/4便/日数)
生子菅・逆井山	954	1,112	1,313	1,013	374	1,210	1,264	1,052	1,027	950	1,108	877	12,254	1,021.2	8.53
沓掛・内野山	567	571	505	510	523	529	503	477	440	442	454	457	5,978	498.2	4.16
神大実・飯島	169	174	160	230	215	199	248	173	229	185	265	233	2,480	206.7	1.73
七郷・中川	968	931	983	859	637	1,016	1,264	1,045	977	837	910	839	11,266	938.8	7.85
長須・七重	476	467	513	554	446	467	510	417	362	287	380	444	5,323	443.6	3.71
計	3,134	3,255	3,474	3,166	2,195	3,421	3,789	3,164	3,035	2,701	3,117	2,850	37,301	3,108.4	25.98
ルート平均(計/5)	626.8	651.0	694.8	633.2	439.0	684.2	757.8	632.8	607.0	540.2	623.4	570.0	7,460.2	621.7	5.20
日平均(計/日数)	104.5	105.0	115.8	102.1	70.8	114.0	122.2	105.5	108.4	96.5	111.3	91.9	103.9	-	-

平成21年度

月 (日数)	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	10月 31	11月 30	12月 28	1月	2月	3月	合計 272	月平均 (合計/月数)	便/日 (合計/4便/日数)
生子菅・逆井山	905	928	1,099	836	363	1,002	1,088	932	979				8,132	903.6	7.47
沓掛・内野山	484	500	425	586	531	445	537	483	505				4,496	499.6	4.13
神大実・飯島	217	214	225	247	208	251	209	177	199				1,947	216.3	1.79
七郷・中川	996	975	1,086	914	714	1,074	975	911	963				8,608	956.4	7.91
長須・七重	458	429	511	427	376	418	420	338	361				3,738	415.3	3.44
計	3,060	3,046	3,346	3,010	2,192	3,190	3,229	2,841	3,007				26,921	2,991.2	24.74
ルート平均(計/5)	612.0	609.2	669.2	602.0	438.4	638.0	645.8	568.2	601.4				5,384.2	598.2	4.95
日平均(計/日数)	102.0	98.3	111.5	97.1	70.7	106.3	104.2	94.7	107.4				99.0	-	-

参 考 資 料 2

坂東市コミュニティバス坂東号運行計画の見直し（案）
パブリックコメント手続 閲覧用資料

坂東市コミュニティバス坂東号運行計画の見直し（案）

パブリックコメント手続 閲覧用資料（意見募集）

【公表案】

坂東市コミュニティバス坂東号運行計画の見直し（案）

募集期間	平成21年12月1日（火）～平成21年12月31日（木） 郵送の場合、当日消印有効
応募資格	坂東市内に在住、在勤または在学の方
応募方法	住所、氏名、電話番号、ご意見を漏れなく記載してください。また、市外在住の方は、勤務先または学校名と、その所在地を記載してください。 書面の持参、郵送（はがき、封書等）、FAX、Eメールのいずれかで応募してください。 記載事項漏れや、電話、口頭での意見は無効となります。
応募・問合せ	〒306-0692 坂東市岩井4365番地 坂東市役所岩井庁舎 企画課企画調整係 電話：0297-35-2121（内線1264） FAX：0297-35-8201 Eメール： kikaku@city.bando.ibaraki.jp

第1 現況

1 経緯と現況

- ・平成18年11月1日から運行を開始。運行車両3台で市内5ルートを設定し、1日4便が各ルートを左右交互に巡回している。有料運行で、1回乗車100円、年末年始を除く毎日運行している。
- ・運行については、道路運送法第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業として、同法第4条の許可を得て、関東鉄道株式会社に委託している。
- ・平成19年度、運行計画の見直しを行い、平成20年4月1日から現行計画により運行している。
- ・坂東号の利用状況は、運行計画の見直しにより、平成20年4月1日から利用者は増加しているが、利用者が少ないルートや時間帯があるなど、十分に活用されていない状況が見受けられる。

コミュニティバス『坂東号』の位置づけ

コミュニティバスの導入方針

既存のバス交通サービスを補完する交通手段として、公共が主体となりコミュニティバスを運行する。

新規コミュニティバスの車両購入や運行計画等、運行に関する環境整備は公共が行い、実際の運営にあたっては、積極的に民間の持つノウハウを活用する。

導入にあたっては、ハード整備のみでなく、バス事業者、地元企業・商店、市民が一体となった各種のソフト施策を実施することによって利用促進を図る。

コミュニティバスの導入方針運行サービスの考え方

コミュニティバス運行のターゲット

- ・自由に利用できる交通手段を持たない方（主に高齢者、障害者、児童・生徒など）
- ・自家用車による送迎を受けている方（主に高齢者、障害児、児童・生徒など）
- ・市内におけるバス交通不便地域の居住者

コミュニティバスが担う役割

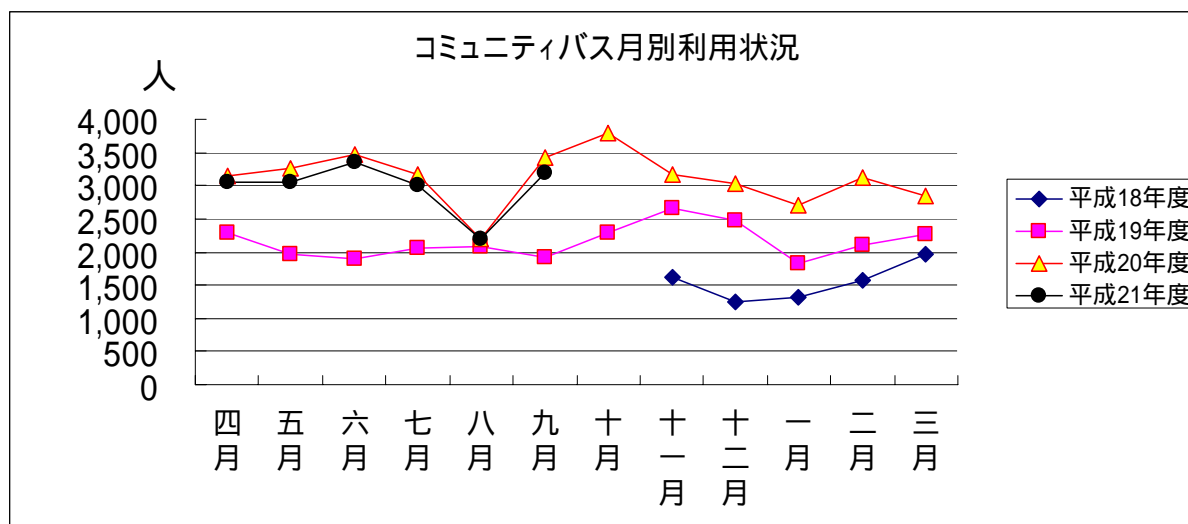
- ・市内の公共施設、病院、商業施設等への“移動の足”
- ・市内におけるバス交通不便地域の解消、サービス格差の是正
- ・市民の交流、コミュニティ形成の支援

2 利用状況

年 度	運行日数	利用者数（人）	1便あたり 平均利用者数（人）
平成18年度	145	7,732	2.67
平成19年度	360	25,853	3.59
平成20年度	359	37,301	5.20
平成21年度	183	17,844	4.88
合 計	1,047	88,730	4.24

平成18年度は、平成18年11月～平成19年3月の5箇月

平成21年度は、平成21年4月～9月の6箇月



第2 課題の整理

1 課題の抽出

コミュニティバスは平成18年11月から運行を開始し、平成19年度に実施したアンケート調査の結果や地域からの要望を基に策定した運行計画の下、平成20年4月1日から現在の体制で運行を行っている。新規バス停の設置、児童の通学へ対応したダイヤ設定等により、利用者数の増加が見られたが、利用者は依然として少ない状況である。

バス停ごとの利用状況は、通学利用を除く、大部分の利用者の乗降場所は中心市街地内の医療機関、商業施設に近接した場所であり、通院・買い物が主な利用目的であると思われる。中心市街地以外の停留所については、利用者数の差はあるもののおおむね市内全域での利用が見られ、集落が市全域に広く点在しているという本市の特徴が現れている。

曜日別の利用状況は、偏りは少ないものの、日曜日は他に比べ少ない。また、乗務員からの聞き取り調査等によると、通学利用を除くと、週2～3回利用する方が大部分である。

便別の利用状況は、午前中に運行する第1便が最も多く、17時以降の便の利用は少ない。

利用者からは、1日の運行回数の増加についての要望が数多く寄せられているが、3台の車両で5ルート of 運行を毎日行うため、1日4回の運行となっている現在の運行ダイヤが、利用者のニーズに十分にこたえられていないためのものと思われる。

2 これまでに寄せられた主な意見

- ・1日の運行便数が少ない(待ち時間が長い)
- ・路線が長い(乗車時間が長い)
- ・左右回りが分かりにくい
- ・案内表示が分かりにくい
- ・車両の色を統一して欲しい
- ・バス停が目的地(自宅)から遠い

3 地域からの要望の整理

- ・便無行政区、菅谷西行政区からの運行ルート設定の要望

第3 見直し方針（案） 見直しの指針

坂東号は運行開始から3年が経過したが、利用者は少ない状況である。

これは、前項で取り上げたとおり、利用しにくい、利用したくてもできないことによるものが大きいと思われる。この課題を解消することにより、現在の利用者の利便性を向上させ、利用の促進を図るとともに、運行要望のある地域や多くの利用者が見込まれる施設へ運行を行うことにより、新たな利用者を開拓する。

第4 見直し計画（案）

1 コミュニティバス運行の基本的考え方

（1）コミュニティバス運行のターゲット

- ア 自由に利用できる交通手段を持たない方
- イ 自家用車による送迎を受けている方
- ウ 市内におけるバス交通不便地域の方

（2）コミュニティバスが担う役割

- ア 市内の公共施設、病院、商業施設等への“移動の足”
- イ 市内におけるバス交通不便地域の解消、サービス格差の是正
- ウ 市民の交流、コミュニティ形成の支援
- エ 高齢者の活動機会の増大、通院の不便さの解消、買い物の便の確保、児童・生徒の図書館やプール等の便など、地域住民の社会生活の基盤となることを目的としている。

項目	考え方
運行ルート	安全に走行できる路線を基本に、市民のニーズや需要を考慮して設定する。
運行本数、時間帯	市民のニーズや需要を考慮し、採算性の面から検討を行い設定する。
所要時間	利便性の向上と運行経費抑制のバランスを図りつつ、極度に長くないよう配慮する。
運賃	市民ニーズ、既存バスの運賃設定との関係を考慮して設定する。割引制度を設けるなど負担軽減方策も検討する。

2 コミュニティバスルート設定方針

- (1) 市内を広くカバーし、交通空白地帯の解消に努める。ただし、需要によってサービスレベルに変化をつけ、効果的な運行を行う。
- (2) 基本的に道路幅員が確保され、安全に運行できる路線とする。
- (3) 既存の路線バスがあるルートは極力避ける。
- (4) 運行ルートについては、上記の(1)(2)(3)を踏まえて必要に応じて見直しを行う。ただし、小まめなルートの変更は利用者の混乱を招くので1年程度を目安とする。

3 課題に基づく見直し案

(1) 見直しの目的

利用者の利便性の向上及び運行経費の削減を図るため、運行計画の見直しを行う。

(2) 変更点

ア 運行ダイヤの見直し

- (ア) 各ルートとも隔日の運行とし、日曜日、年末年始は運休とする。
- (イ) 1日の運行回数を、1ルートあたり現行の4便から2便増やし6便とする。

イ 通学時(七郷小学校、七重小学校)の利用には、引き続き対応する。

ウ 運行ルートの見直し

(ア) さしま健康交流センターの開設に伴い、新たなバス停を設置するとともに、
ルートを変更する。 【生子菅・逆井山ルート、長須・七重ルート】

(イ) その他、運行ルートの見直しの一部見直しを行う。

【生子菅・逆井山ルート、神大実・飯島ルート】

【コミュニティバスルート別運行日】

ルート名	月	火	水	木	金	土	
生子菅・逆井山							
沓掛・内野山							
神大実・飯島							
七郷・中川							
長須・七重							
運行日数(年間)	51日	52日	51日	52日	51日	51日	308日

ダイヤ設定（案）

項目	関係するルート
七重小学校半谷地区児童の通学に対するダイヤ設定	【生子菅・逆井山ルート】
七郷小学校矢作新田地区児童の通学に対するダイヤ設定	【七郷・中川ルート】
さしま健康交流センター利用を勘案したダイヤ設定	【生子菅・逆井山ルート】 【長須・七重ルート】
岩井地域、猿島地域の連携を勘案したダイヤ設定	【生子菅・逆井山ルート】 【沓掛・内野山ルート】
利用者に分かりやすい配車を勘案したルート設定	全ルート

ダイヤ設定（案）の内容

対応	関係するルート
七重小学校半谷地区児童の通学に対応するため、生子菅・逆井山ルート1便目の始発地を半谷北バス停にし、右回りとし、5便目は1便目の逆回り（左回り）とし、終点を半谷北バス停とする。	【生子菅・逆井山ルート】
七郷小学校矢作新田地区児童の通学に対応するため、七郷・中川ルート1便目を左回りとする。また、6便目は1便目の逆回り（右回り）とする。	【七郷・中川ルート】
さしま健康交流センターの利用に対応するため、施設内にバス停を新設し、生子菅・逆井山ルート、長須・七重ルートに組み込む。また、両ルートは同日の運行を避けたダイヤ設定とする。	【生子菅・逆井山ルート】 【長須・七重ルート】
岩井・猿島両地域を結ぶ生子菅・逆井山ルート及び沓掛内野山ルートは、同日の運行を避けたダイヤ設定とする。	【生子菅・逆井山ルート】 【沓掛・内野山ルート】
同色の車両が終日同じルートを運行するダイヤ設定とする。	全ルート

コミュニティバスダイヤ設定 新旧比較(イメージ)

[月・水・金]

ルート名	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
生子菅 ・逆井山	新 1号車		右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	左回り	右回り			右回り	
	旧		右回り		左回り		左回り		左回り		右回り		右回り	
七郷 ・中川	新 2号車	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り			
	旧	左回り		右回り		左回り		左回り		右回り		右回り		
神大実 ・飯島	新 3号車		左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り		
	旧			左回り		右回り		左回り		右回り		右回り		

[火・木]

ルート名	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
長須 ・七重	新 1号車			右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	
	旧		右回り		左回り		右回り		左回り		右回り		左回り	
七重小 (朝)	新 1号車		右回り											
沓掛 ・内野山	新 2号車		右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り			左回り		
	旧			右回り		左回り		右回り		左回り		右回り		左回り
七重小 (夕)	新 2号車									左回り				
七郷小	新 3号車		左回り								右回り			

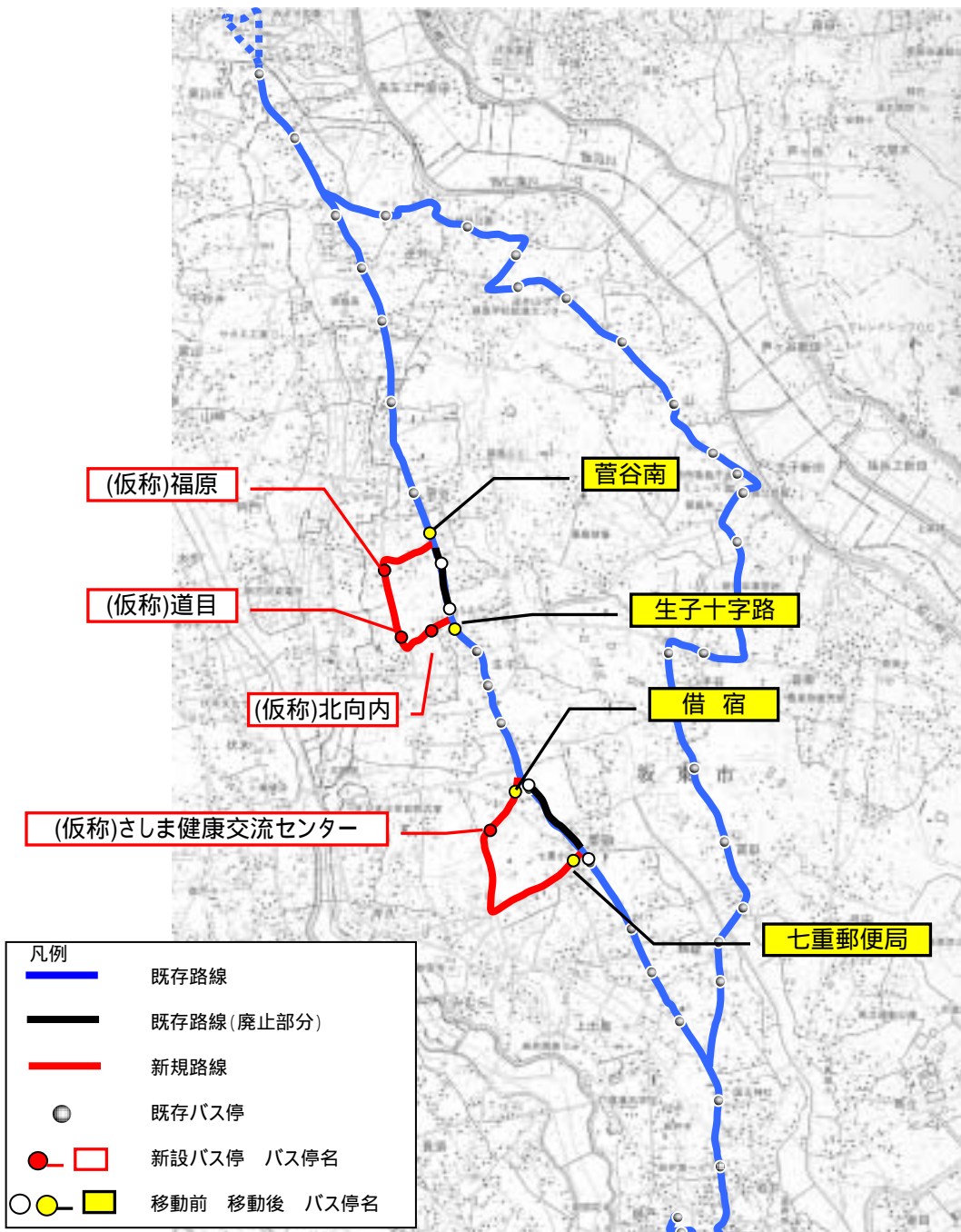
[土]

ルート名	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
長須 ・七重	新 1号車			右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	
	旧		右回り		左回り		右回り		左回り		右回り		左回り	
沓掛 ・内野山	新 2号車		右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り			左回り		
	旧			右回り		左回り		右回り		左回り		右回り		左回り

ルート計画（案）

項 目	対 応
さしま健康交流センター利用を踏まえた見直し	ルート・ダイヤの見直し 【生子菅・逆井山ルート】 【長須・七重ルート】
菅谷西行政区からの要望によるルートの変更	ルートの見直し 【生子菅・逆井山ルート】
便無行政区からの要望によるルートの変更	ルートの見直し 【神大実・飯島ルート】

生子菅・逆井山ルート(案)



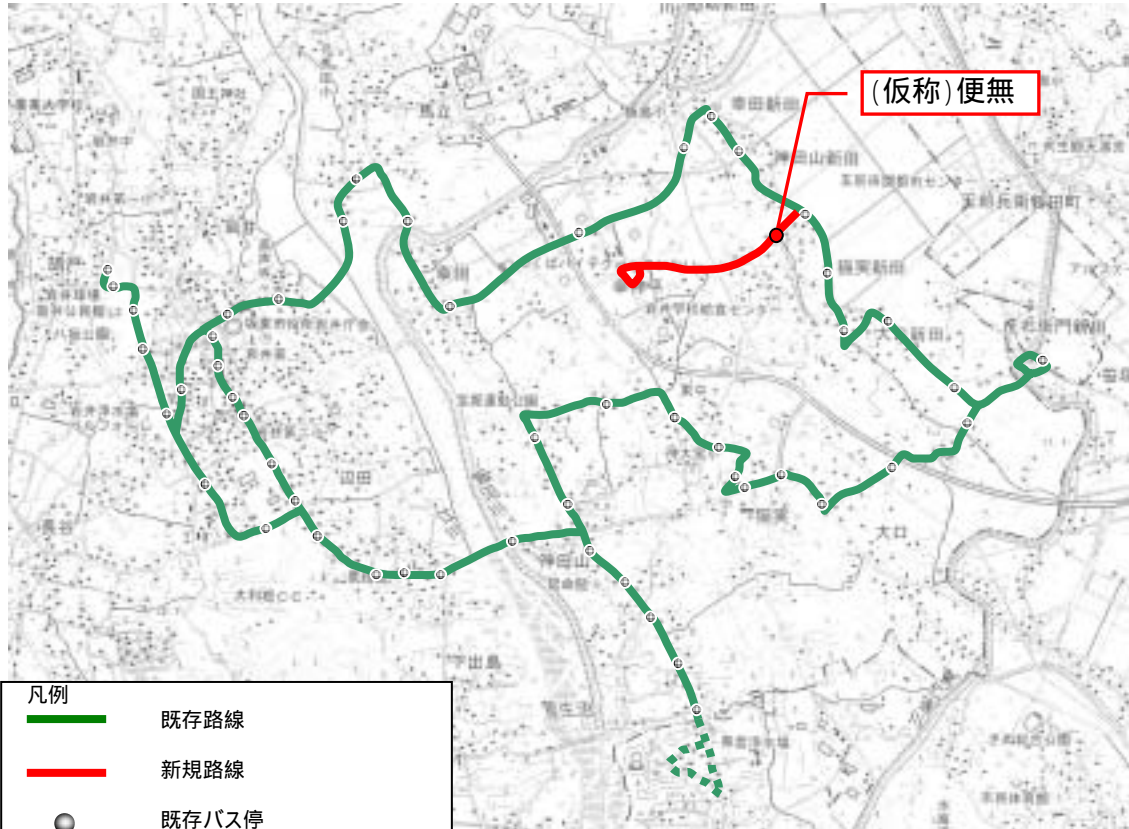
さしま健康交流センターへの乗り入れ

- ・平成22年春の開館に合わせ、運行ルートの変更を行い、施設内にバス停を新設する。
- ・運行ルートの変更に伴い、通学に利用している児童の乗降の際の安全を確保するため「七重郵便局」バス停を県道中里坂東線沿線から、市道岩2級7号線沿線に移動する。
- ・県道中里坂東線沿線に設置している「借宿」バス停を広域農道沿線に移動する。

菅谷西行政区内への乗り入れ

- ・菅谷西行政区からの要望に対応するため、生子十字路から市道菅谷288号線、菅谷270号線及び菅谷212号線を経由し、県道中里坂東線に戻るルートに変更する。
- ・市道上に「(仮称)福原」「(仮称)道目」「(仮称)北向内」バス停を新設する。
- ・「生子十字路」バス停を移動する。
- ・「菅南公民館」バス停を移動し、名称を「菅谷南」に変更する。

神大実・飯島ルート(案)



凡例	
	既存路線
	新規路線
	既存バス停
	新設バス停 バス停名

便無行政区内への乗り入れ

- ・市道岩2級13号線の道路改良に伴い、コミュニティバスの運行が可能となったため、便無行政区への乗り入れを行う。
- ・県道猿島常総線から市道岩2級13号線、市道神大実308号線、神大実313号線、神大実314号線を経由し、再度、岩2級13号線を通り、県道猿島常総線に戻るルートに変更する。
- ・市道上に「(仮称)便無」バス停を新設する。